

## 第7章. 実現化に向けた取組

- 前章までに策定した幹線道路網整備計画と地域別整備構想の実現化に向けた取組を整理します。

### 7. 1 実現化に向けた取組の考え方

#### (1) 道路網整備の進行管理

- **市総合計画の実施計画に合わせて、事業の進捗状況を管理していきます。**

- 本計画で策定した道路網計画の整備を推進していくため、主要な道路は実施計画に位置付けて、進行管理、事業評価を行っていきます。
- 毎年の進行管理、事業評価を踏まえ、より効果的・効率的な事業手法の検討を行い、実施計画へ反映させていきます。
- 地域別整備計画は関連事業と調整を図りながら効果的・効率的な整備を図っていきます。

#### (2) 本計画の見直し

- **市を取り巻く社会情勢・市民ニーズの変化や上位関連計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直しを行います。**

- 本計画期間は12年間ですが、本市を取り巻く社会経済情勢や市民ニーズが大幅に変化するような場合は、必要に応じて見直しを行います。
- 上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」や関連計画が改訂された場合は、整合性などを点検し、必要に応じて見直しを行います。その際には、市民意向調査や市民懇談会などにより検証を行います。
- 本計画の中間年次である令和7年（2025年）には事業全体の中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。



図 道路網整備の進行管理のサイクル

(3) 道路整備の財源確保

■ 市の財政事情を考慮しながら、国の交付金等の特定財源を確保していく必要があります。

- ・ 本計画では、袖ヶ浦市都市計画マスタープランにおける道路ネットワーク形成方針図に基づく道路網検証、地域ニーズを踏まえた地域別構想の策定、小中学校の通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全対策など、本市の実情に応じた計画を策定しました。
- ・ この計画を実現していくには、今後の厳しい財政状況の中、財源確保が必要不可欠であり、社会資本整備総合交付金などの各種交付金や各種起債制度を有効活用しながら計画的に整備を行っていきます。
- ・ 重点的に整備を進めていくために令和2年度策定予定の国土強靱化地域計画や千葉県道路整備プログラムへの位置付けを検討するとともに、通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策や未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策などと連携して事業推進を図ります。

令和13年までに事業着手を目標とする路線		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
		前期基本計画期間						後期基本計画期間					
		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			第3期実施計画期間			第4期実施計画期間		
実施計画事業	(都) 高須箕和田線(南袖延伸)												
	(都) 西内河根場線												
	(都) 西内河高須線												
	(市) 三箇横田線ほか3路線【I期地区】												
	(市) 三箇横田線【II期地区1工区】												
	(市) 三箇横田線【II期地区2工区】												
	(市) 三箇横田線【補助幹線15号線ほか2路線】												
	(都) 長浦駅前線												
	(市) 蔵波鎌倉街道線												
	(市) 飯富29号線												
その他事業	庁舎整備に併せたバリアフリー経路の接続												
	坂戸市場地区市街化区域編入に併せた道路ネットワークの形成												
	山野貝塚保全活用事業に併せた道路整備												
	通学路・幼稚園・保育園周辺の安全対策												

※実施計画事業のみ事業目標年を記載、その他事業は関係部署と調整しながら随時実施  
 ※令和7年に中間評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う

図 令和13年までに事業着手を計画する路線

(4) 国・県道の整備促進

■ 国・県道の早期整備に向けて、国・県に要望し整備促進を図っていきます。

- ・ 本計画で幹線道路網として位置付けられた国・県道のうち、特に道路幅員の狭い区間や歩道が整備されていない区間、交差点等でボトルネックとなっている部分については、早期整備に向けて国・県に要望していきます。
- ・ 東京湾岸道路の整備や国道409号の四車線化整備を木更津市や千葉県と連携して国へ要望していきます。

## (5) 協働による都市づくりの推進

<p>■ 多様な主体が協働して関わることで、地域の暮らしやすい都市づくりを推進します。</p>
---

- ・ 本市では、地域コミュニティを活性化し、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（以下「協働のまちづくり条例」という。）」を平成29年（2017年）10月に施行しており、市民や地域コミュニティ、事業者、市の協働によるまちづくりを進めています。
- ・ 地域や市民の目線に立った暮らしやすい都市づくりを進めていくためには、都市計画の分野においても多様な主体が参画し、協働でまちづくりを進めることが重要となることから、協働のまちづくり条例に基づく都市づくりを推進します。
- ・ なお、都市計画マスタープランでは各主体の役割を以下のように設定しており、それぞれの主体の活発な活動を促していきます。

表 各主体の役割分担

主 体	役割分担
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域コミュニティへの参加等を通じて都市づくりに関わります。</li> <li>● 都市づくりへの理解を深め、意識の向上を図ります。</li> <li>● 地域の都市づくりのルールである地区計画制度等の活用や提案など、地域の連携により都市づくりの推進を図ります。</li> </ul>
地縁団体 (自治会等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における情報収集や課題把握をするとともに、ほかの地域や市と連携して、地域の特性を活かした都市づくりに取り組みます。</li> <li>● 地域における住民相互の交流及び連携を促進します。</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動する分野における知識、専門性等を活かし、地域や市と連携して都市づくりに取り組みます。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業市民として、また、都市環境を形成する要素の一つとして、周辺環境への配慮を図るとともに、積極的に地域の都市づくりに参加します。</li> <li>● 本市において開発等を行う事業者は、都市づくりの将来目標に適合した優良な開発を行います。</li> <li>● 地域社会との連携を深めるとともに、その事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化及び都市づくりに寄与するよう努めます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市のまちづくりに関する基本的な構想及び計画を示し、総合的かつ計画的に各種の施策を推進します。</li> <li>● 市民・事業者との連携のもと、各種公共事業を展開し、都市施設の整備等による都市づくりを担います。</li> <li>● 近隣市町村や県などと、広域的な都市計画について連絡・調整を行います。</li> <li>● 市民や事業者等が主体的に都市づくりに参加できるよう、情報提供や活動団体への助言等の支援を行います。</li> <li>● 市の職員に対し、協働によるまちづくりに関する理解を促進し、知識及び技能の習得に努めます。</li> </ul>

出典：袖ヶ浦市都市計画マスタープラン

■道路に関わる市民協働の事例

- ・ 市民参加による道路の美化活動を行う「道路アダプトプログラム※」制度  
※「アダプトプログラム」とは、地域の道路などを、市民が愛着をもって清掃活動を行うもので、行政が支援を行う。（「アダプト」は英語で「〇〇を養子にする」の意味）



出典：袖ヶ浦市 HP（「道路アダプトプログラム」に参加しませんか）

- ・ 朝夕の児童・生徒の見守り活動

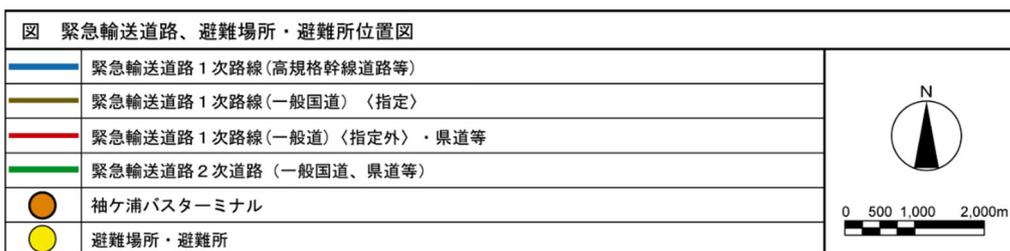
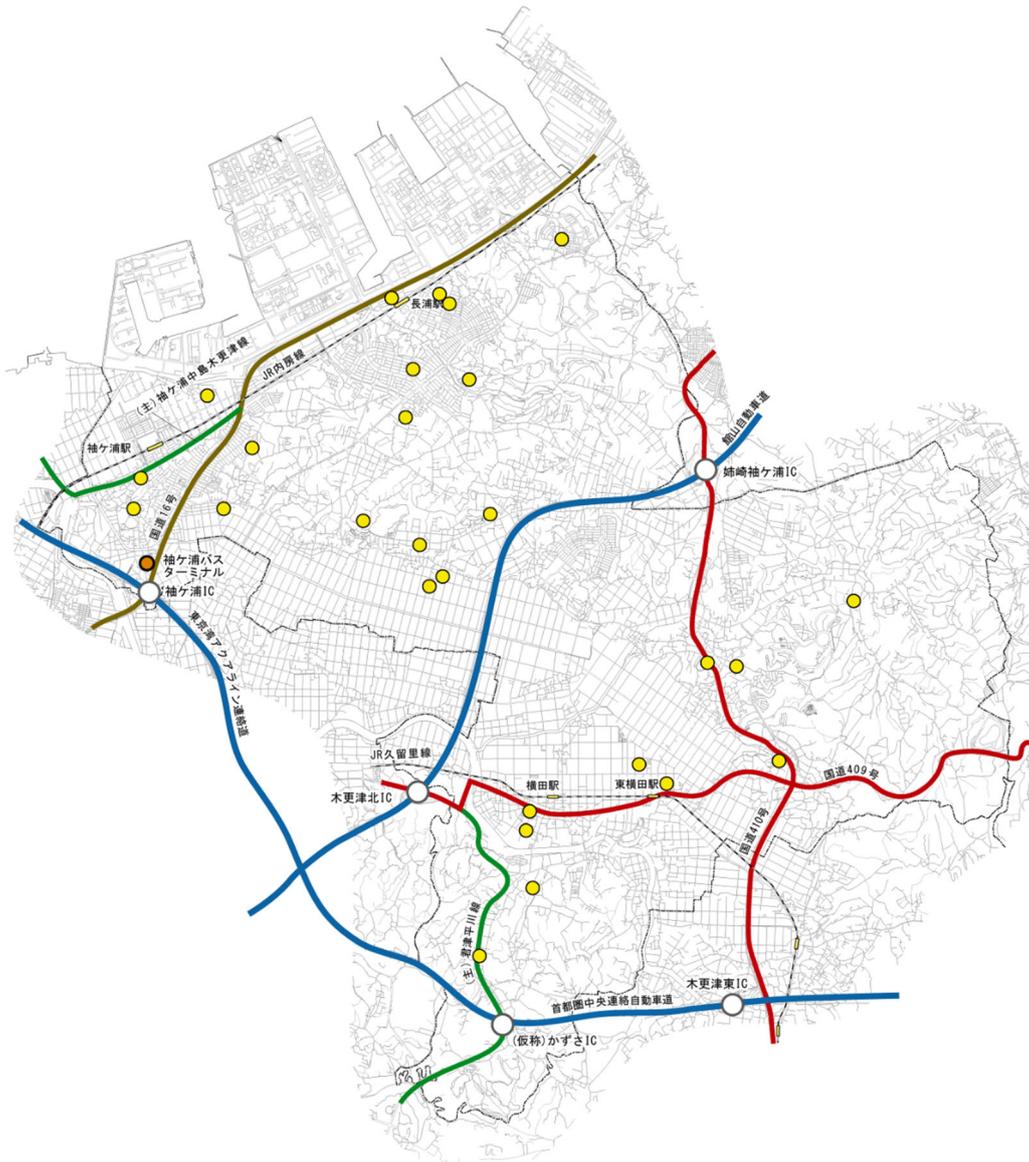


出典：袖ヶ浦市 通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組方針～  
（平成 26 年 5 月袖ヶ浦市通学路安全対策協議会）

## 7. 2 今後の課題

### (1) 災害時の避難路の確保

- ・ 近年、東日本大震災や熊本地震など、甚大な被害をもたらす大規模地震が多く発生しているほか、台風や集中豪雨による風水害の頻発など、防災に関する市民の関心が高まっています。
- ・ 地震時だけではなく、風水害時等、様々な状況に備え、緊急輸送路1次路線や2次路線と避難場所をつなぐネットワークを、令和2年度に策定を予定している国土強靱化地域計画や地域防災計画の見直しと連携して検討していく必要があります。



## (2) 自転車ネットワークの確保

- ・ 本市では、都市計画道路を含む道路網の整備を進めていますが、「まちづくりに関する市民アンケート」では、歩道や自転車道に対する意見が多く、行政懇談会においても、ジョギング・ウォーキング・サイクリングコースの整備が議題となるなど市民の関心が高いことから、歩道と共に自転車空間のネットワークづくりについて検討することが求められます。
- ・ 自転車ネットワークの形成方針として、千葉県や近隣市の動向を踏まえ、鉄道駅や主要な公共施設周辺、緑・レクリエーション拠点間を結ぶ水と緑のネットワークなど、歩行者・自転車の交通量の多い道路を中心として、自転車の通行空間の整備を検討します。

袖ヶ浦市道路網整備計画 2020

発行：令和2年7月

編集：袖ヶ浦市都市建設部土木建設課

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

TEL0438-62-2111（代表）